

議案第139号

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例

さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 図書館の利用（第6条—第14条） 第3章 文化施設（第15条—第22条） 第4章 図書館協議会（第23条） 第5章 補則（第24条） 附則 （職員） 第4条 図書館（ <u>指定管理者に管理を行わせる図書館を除く。</u> ）に館長その他の職員を置く。 <u>（指定管理者による管理）</u> 第5条 市教育委員会（以下「委員会」という。） は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。 <u>(1) 法第3条各号に規定する事項（同条第5号に規定する分館及び配本所の設置に係るものを除く。）に関すること。</u> <u>(2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必</u>	目次 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 図書館の利用（第5条—第13条） 第3章 文化施設（第14条—第21条） 第4章 図書館協議会（第22条） 第5章 補則（第23条） 附則 （職員） 第4条 図書館に館長その他の職員を置く。

要があると認める業務

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 次条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。

(2) 第7条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、利用時間を臨時に変更すること。

(3) 第10条（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、第10条各号のいずれかに該当すると認めるときに、利用を制限し、又は退館を命ずること。

(4) 第17条の規定により、文化施設の利用の許可をすること。

(5) 第18条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、文化施設の利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限すること。

第2章 [略]

(休館日)

第6条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

(準用)

第14条 第8条から第12条までの規定は、移動図書館及び配本所における図書館資料の利用について準用する。

第3章 [略]

第2章 [略]

(休館日)

第5条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

第6条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

(準用)

第13条 第7条から第11条までの規定は、移動図書館及び配本所における図書館資料の利用について準用する。

第3章 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

第21条 [略]

第22条 [略]

第4章 [略]

第23条 [略]

第5章 [略]

第24条 [略]

第14条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

第21条 [略]

第4章 [略]

第22条 [略]

第5章 [略]

第23条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。